

国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p> 第1節 総長、理事等 (第2条—第6条)</p> <p>(中 略)</p> <p> 第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p> 第1節 総長、理事等</p> <p>(総長)</p> <p>第2条 国立大学法人京都大学 (以下「法人」という。) に、役員として、その学長である総長を置く。</p> <p>2～7 (略)</p> <p>(理事)</p> <p>第3条 法人に、役員として、9名以内 (非常勤の理事 (その任命の際現に法人の役員又は職員でない者 (以下「学外者」という。)) が任命されるものに限る。) を置く場合にあっては10名以内) の理事を置く。</p> <p>2～9 (略)</p> <p>(プロボスト)</p> <p>第3条の2 総長が指名する理事は、法人及び京都大学の将来構想、組織改革等に関する包括的又は組織横断的課題について、戦略を立案するとともに、策定された戦略の推進に向け、調整を図るものとする。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(役員会)</p> <p>第4条 法人に、役員会を置く。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則 (第1条)</p> <p>第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p> 第1節 総長、理事、<u>運営方針会議等</u> (第2条—第6条)</p> <p> 第2章 国立大学法人京都大学の組織</p> <p> 第1節 総長、理事、<u>運営方針会議等</u></p> <p>(総長)</p> <p>第2条 } (同 左)</p> <p>2～7 } (理事)</p> <p>第3条 } (同 左)</p> <p>2～9 } (プロボスト)</p> <p>第3条の2 } (同 左)</p> <p>2・3 } (運営方針会議)</p> <p><u>第3条の3 法人に、運営方針会議を置く。</u></p> <p><u>2 運営方針会議は、3名以上の運営方針委員及び総長で組織する。</u></p> <p><u>3 前項に定めるもののほか、運営方針会議の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学運営方針会議規程 (令和6年達示第57号) の定めるところによる。</u></p> <p>(役員会)</p> <p>第4条 } (同 左)</p> <p>2・3 } (同 左)</p> <p>附 則 (令和6年達示第56号)</p> <p>この規程は、令和6年10月1日から施行する。</p>